

令和7年4月1日から、入院時の食費の負担額が変更となります

- ・ 令和7年4月1日から、入院時の食事の負担額が一部変更となります。
〔入院時1食あたりの負担額〕

区分		令和7年 3月31日まで	令和7年 4月1日から
①	一般の方	490円	510円
②	住民税非課税 の世帯に属する方(③を除く)	過去1年間の入院期間 90日以内 230円 90日超 180円	過去1年間の入院期間 90日以内 240円 90日超 190円
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方など	110円	110円
④	③、④のいずれにも該当しない指定難病、小児慢性特定疾病の患者の方	280円	300円

- ※ ②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて医療機関の窓口に提出してください。
負担額が上表中の金額に減額又は据え置かれます。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者(健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国民健康保険組合、共済組合)までお問い合わせください。